

足立区地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、規約第7条第5項に基づき会長が判断したものは非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 会長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(会議の開催等)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言するものとする。

2 委員及び委員以外のオブザーバーは、会長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調整)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第2条第1項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第7条 何人も、第2条第1項ただし書きの規定により会議が非公開にされたときを除き、会議を傍聴することができる。傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等により会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙及び談話をしないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用すること又は旗、プラカード等を掲げること等の示威的行為をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) 会議において、撮影、録音等をしないこと。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、会議の進行上支障があると認める場合は、前条の規定に違反した傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。
- 3 会長は、明らかに会議を妨害する恐れがあると認められる傍聴人については、入場を制限することができる。

(傍聴券の交付等)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催ごとに足立区地域公共交通活性化協議会傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

- 2 傍聴券は、協議会当日に先着順により、1人につき1枚交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、当該傍聴券を事務局に提示し、指定された傍聴席につかなければならない。
- 5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、当該傍聴券を事務局に返還しなければならない。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(雑則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 2 4 日から施行する。